

## 鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日第201900320994号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、漁具を破損させる水産有用種ではない大型魚類について、漁業者による水揚げを促進し、商品化等、水産物として活用する方法を検討すると共に個体数を抑制することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う、同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た金額の合計額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。  
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	・漁業者が水揚げした水産有用種ではない大型魚類（30kg以上とする）を1kg当たり200円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の額で買い上げること。 ・買い上げた大型魚類の有効活用を検討すること。
2 事業実施主体	漁業協同組合
3 補助対象経費及び上限額	大型魚類（30kg以上とする）の買上げ額 1kg当たり200円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とする。
4 補助率	1 / 2

鳥取県漁具破損被害抑制事業計画（報告）書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 大型魚類の買上げ

項目	今年度買上げ (予定)量	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分	
			県	その他
大型魚類の買上げ	kg	円  ( 円× kg)	円	円

(2) 大型魚類の活用計画

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

4 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

5 添付資料（実績報告時）

(1) 伝票等買い上げた大型魚類の単価及び重量がわかる書類の写し

(2) 活用の内容がわかる写真等（実施した場合）

様式第2号（第4条、第7条関係）

鳥取県漁具破損被害抑制事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県補助金	円	円	円	円
その他				
計				

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
鳥取県漁具破損被害抑制事業	円	円	円	円
計				

様

鳥取県知事 氏 名 (印)

〇〇年度鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900320994号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

職氏名 (印)

〇〇年度鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金について、鳥取県漁具破損被害抑制事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）   | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額                   | 金 | 円 |
| 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額       | 金 | 円 |

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。